

原議保存期間	1年(令和4年3月31日まで)
有効期間	二種(令和4年3月31日まで)

各管区警察局長
警視庁総務部長 殿
各道府県警察本部総務(警務)部長

警察庁 総発第37号
令和3年3月26日
警察庁長官官房総務課長

留置管理業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について(通達)

新型コロナウイルス感染症については、これまで多くの被留置者又は留置担当官等の感染が把握されているところであり、留置管理業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に向けて、下記に基づき、改めて全ての留置担当官等に必要な指導を徹底するとともに、留置管理業務の適切な執行に努められたい。

なお、「新型コロナウイルス感染症への対応について(通達)」(令和2年2月20日付け警察庁総発第57号)、「新型コロナウイルス感染症への更なる取組について(通達)」(令和2年4月13日付け警察庁総発第95号)、「留置管理業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の徹底について(通達)」(令和2年4月18日付け警察庁総発第101号)及び「留置管理業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の強化について(通達)」(令和2年12月14日付け警察庁総発第173号)は廃止する。

記

1 新型コロナウイルス感染症の予防対策の徹底

(1) 人に係る予防対策

ア 留置担当官等

留置担当官等が、留置場内に入出場する際及び被留置者を取り扱う際は、マスク着用、手洗い、消毒液の使用等、感染予防対策を確実に実施すること。

イ 被留置者

留置場内に入出場する際の手洗い、消毒液の使用等を徹底させること。

留置場内では、新規留置から14日間はマスクの着用を徹底させるとともに、その後も可能な限りマスクを着用させること。留置場外では、時期を問わず、マスクの着用を徹底させること。

被留置者の体調及び言動の観察については、被留置者が新型コロナウイルスに感染している可能性を念頭に置いて行うこと。

ウ 部外者

工事業者等の留置施設に立ち入ろうとする契約業者等の部外者に対しては、体調の確認、検温及びマスク着用の要請等を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染者や感染の疑いのある者等と接触の機会があった者に対しては、施設内への立入りの自粛を要請するなど、必要な協力依頼及び注意喚

起を行うこと。

(2) 運用に係る予防対策

被留置者の居室は、原則として1人1部屋の運用とし、特に新規の被留置者については、体調不良等の有無に関わらず、新規留置から一定の期間、1人1部屋の運用を徹底すること。また、被留置者の運動、入浴等の起居動作についても、単独による実施を徹底すること。

なお、これらの運用を確実に実施するため、各都道府県警察の実情に応じ、戦略的な委託留置の実施、非常設留置施設の積極的な運用、閉場留置施設の開場、移送の促進等の措置を講じること。

(3) 施設に係る予防対策

留置場内の共用部分（入浴場、洗面所、運動場、身体検査室、面会室等）については、被留置者が使用した都度、消毒処置を行うとともに、新たに被留置者が入室する場合等、被留置者が入れ替わる際には、居室内で被留置者が頻繁に触れる箇所等について所要の消毒を行うこと。

また、換気装置及び空調設備を適切に使用するとともに、可能な限り窓を開放するなど、こまめに換気すること。

2 感染又は感染の疑いが把握された場合の対応等

(1) 被留置者等の感染の疑いが把握された場合の対応

新規留置しようとする者又は被留置者に、咳、倦怠感、頭痛、喉の痛み等を訴える、検温の結果、37度以上の熱があるなど、感染が疑われる症状、言動等が認められた場合には、保健所又は嘱託医に相談の上、医師の診療を受けさせること。また、37度には届かない発熱があるなど何らかの体調不良を訴えている場合にも、感染の可能性を念頭に置き、感染者等との接触歴、渡航歴等の要素も勘案の上、極力、受診を勧奨するとともに、診療護送を行わない場合であっても、必要に応じて嘱託医に相談して指示を仰ぐこと。

なお、新規留置しようとする者の場合には、捜査部門と連携して対応すること。

さらに、診療した医師の判断を踏まえ、当該被留置者等を新規留置して又は留置したまま経過観察をすることとなった場合には、単独留置を徹底し、特別要注意者として指定した上で慎重に経過観察を行い、必要に応じて医師の診療を受けさせること。

(2) 被留置者等の感染が把握された場合の対応

新規留置しようとする者又は被留置者が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合には、留置業務管理者は、医療機関から本人の症状、他者への感染のおそれ、必要な措置等を十分に確認し、組織的かつ的確な対応を図るほか、当該被留置者等の庁舎内における行動経路、滞在場所等の関係箇所を消毒するなど、確実な初動措置を講じること。また、入院等の措置が必要となった場合には、捜査部門と連携し、検察官に勾留執行停止等の要請を行う

など適切に対応すること。

なお、感染した被留置者と同じ居室に留置されていた者、当該被留置者の処遇を担当していた留置担当官等、当該感染者等と接触した可能性のある者に対する医療上の対応については、都道府県等の保健衛生部門等の指示に従い、必要な措置を講じること。

(3) 留置担当官等が感染又は感染の疑いが把握された場合の対応

留置担当官等が感染した又は感染した疑いがある場合についても、上記(2)と同様、関係箇所の消毒を行うこと。また、当該留置担当官等が処遇を行うなどして接触した被留置者、当該留置担当官等が勤務中に接触した他の留置担当官等に対する医療上の対応についても、上記(2)と同様、都道府県等の保健衛生部門等の指示に従い、必要な措置を講じること。

(4) 本部留置管理部門等に対する報告及び連絡

被留置者、留置担当官等の感染又は感染の疑いが把握された場合は、留置業務管理者から本部留置管理部門、厚生部門及び警備部門に連絡するとともに、警察庁長官官房総務課留置管理室（以下「警察庁留置管理室」という。）に即報すること。

(5) 広報対応

都道府県等の保健衛生部門又は都道府県警察が被留置者、留置担当官等の感染について広報する場合又は都道府県警察が取材を受ける場合には、関係機関と連携して適切に対応するとともに、警察庁留置管理室に即報すること。

(6) 被留置者の家族等に対する連絡

被留置者が入院した場合、他者への感染のおそれがある被留置者を釈放した場合等、被留置者の家族等に連絡する必要がある場合には、捜査部門と連携して行うこと。

3 その他

留置施設において感染者が発生した場合の業務継続の方法については、新規留置の停止及び他施設への移送の可能性を含めた幅広い検討を行うこと。また、関係機関等との連携の在り方については、平素から本部留置管理部門において検討しておくこと。